

## さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、養育環境等に関する課題を抱える児童に生活の場を与えるための場所を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業であって、次に掲げる支援を包括的に行うものとする。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成
- (3) 学習の支援
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所を有する社会福祉法人又は特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれかに該当する事業を、年間を通じて週3日以上実施した活動実績が1年以上あるものとする。

- (1) 子どもに対する放課後等の居場所の提供
- (2) 子どもに対する学習支援の提供
- (3) 子どもに対する生活習慣の形成支援

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に

掲げる経費のうち、補助の対象として市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額と別表第2に定める補助限度額を比較し、いずれか少ない額を限度として、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の3月末日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請者の概要（定款、規約等、役員名簿、活動実績がわかるもの）
- (4) 事業概要書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、前条の規定により提出を受けた申請書を審査するため、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項に規定する審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付決定)

第9条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、補助金の交付を決定したときは、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において必要があるときは、条件を付することができる。

3 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が別に定める「さいたま市児童育成支援拠点事業実施要領」に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、前月の実施状況について、毎月10日までに市長へ報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、市長から補助事業の遂行状況について報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

3 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき（中止又は廃止した場合を含む。）は、会計年度終了までに、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 事業の実施状況がわかる書類
- (2) 補助事業にかかる収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助交付額の確定後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、補助事業者に対して、補助金交付決定額を前期分（4月～9月）及び後期分（10月～3月）の2回に分けて概算払することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付請求書（様式第7号）を、前条第2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金概算払交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第9号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第9条第2項の規定により付された条件を遵守しなかったとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (4) 法令又は本要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿類等を整備し、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 本補助金における、さいたま市補助金等交付規則第20条に規定する市長が指定する期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に準じるものとする。

(禁止事項)

第19条 補助事業者は、事業の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとする行為
- (2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為
- (3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝、勧誘等の営業行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金を支出する市の公正性、公平性、中立性等を損なう行為又はそのおそれのある行為

(秘密保持)

第20条 補助事業者は、事業を実施する上で知り得た利用者の個人情報等を他に漏らしてはならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象経費区分		内容・特記事項
報酬・給料		事業に従事する職員へ支給されるものに限る
職員手当		事業に従事する職員へ支給されるものに限る
報償費		事業の実施に係る経費
保険料		事業の実施に係る損害賠償保険、傷害保険
需用費	消耗品費	事業の実施に必要な事務用品など
	燃料費	事業の実施に係る経費
	食糧費	食事の提供に必要な経費 ※1 ※2
	印刷製本費	事業の実施に必要なチラシの印刷代など
	光熱水費	事業の実施に係る経費
	修繕費	事業の実施に必要な備品の修繕など
役務費	通信運搬費	事業の実施に係る経費
	手数料	事業所及び附属施設設備の点検など
委託料		事業の実施に係る経費
使用料・賃借料		事業所及び附属設備の使用料や賃借料など
工事請負費		新規開設準備に必要な既存建物の改修に限る ※3
備品購入費		事業の実施に必要な事務機器など

※1 施設内で調理された食事であることを要しないが、宅食により食事を提供することは認めない。（各種イベントにおける食事提供経費も同様とする）

※2 支援対象者以外の者を含めて食事を提供する場合、食事の提供を受けた者の利用日数に基づき、次の計算式により一月ごとに補助対象経費を算出する。（1円未満切捨て）

$$\text{一月あたりの食事の提供に要した経費} \times \frac{\text{一月あたりの支援対象者の利用延べ人数}}{\text{一月あたりの食事の提供を受けた者の延べ人数}}$$

ただし、食事の提供を受けた支援対象者の人数に400円を乗じた額を上限とする。

※3 児童育成支援拠点事業の新規開設準備に必要となる既存建物の改修に限り補助対象とし、建物の新築、改築その他建物の躯体に変更を加える改修に係る経費は補助対象外とする。

別表第2（第5条関係）

補助基準		基準ごとの 補助限度額
1 運営に係る補助基準額	(週3日開所)	9,828,000円
	(週5日開所)	16,368,000円
2 ソーシャルワーク専門職員配置加算		2,295,000円
3 送迎加算	(週3日開所)	870,000円
	(週5日開所)	1,451,000円
4 賃借料補助加算		3,000,000円
5 開設準備経費加算		4,000,000円

※ 事業実施月数（一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）が12月に満たない場合には、補助対象経費ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。